

市立保育所における医療的ケア児の受入れについて

1 趣旨

近年、日常生活を送る上で恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」といいます。）の数が増加していることに伴い、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。また、令和3年9月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、地方公共団体の責務として、当該支援に係る施策を実施することとされました。

これらの状況を踏まえて、本市においても、医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援を図るため、令和5年度から市立保育所における医療的ケア児の受入れを開始するものです。

2 概要

(1) 対象児童

保育の必要性があり、集団保育が可能な医療的ケア児

(2) 対象年齢

3歳児クラス以上

(3) 受入予定数

2人

(4) 医療的ケアの内容

喀痰吸引^{かくたん}、経管栄養、血糖値測定、インスリン注射、導尿及び人工肛門

(5) 医療的ケアの実施時間

土曜日を除く保育所開所日の午前8時30分から午後5時まで

3 今後の予定

時 期	内 容
令和4年 9 月上旬	事前相談の実施
令和4年 10 月中旬～下旬	医療的ケア実施の申込み
令和4年 10 月下旬	医療的ケア実施の可否の決定
令和4年 11 月下旬	入所申込み
令和5年 3 月中旬	入所決定
令和5年 4 月上旬	保育所利用開始